

【令和 8 年度】U・I ターン学生就職面接等交通費助成事業 FAQ

【I 補助対象者】

Q1：住所地に住民票を移していないのですが、対象になりますか。

A1：現在、県外大学等に通学するために生活の本拠を県外に置いているのであれば、住民票が県内にある場合も対象になります。

Q2：本社が県外にある企業の採用面接を、県内にある支店で受けた場合、対象になりますか。

A2：県内に支店又は事業所があり、そこで適性試験、筆記試験、面接等を受けた場合は、本社が県外に所在する場合も補助対象となります。

Q3：行政機関が実施するインターンシップに参加するため、説明会に参加した場合は対象になりますか。

A3：対象になりません。

Q4：私立学校での教育実習は対象になりますか。また、私立学校の採用試験を受ける場合は対象になりますか。

A4：教育実習は、教育職員免許状の授与を受けるために修得が必要な科目であり、通常のインターンシップ（就業体験）とは異なることから、対象になりません。私立学校の採用試験を受ける場合は、対象となります。

Q5：採用面接を受けた結果、不採用になった場合も対象になりますか。

A5：対象になります。

Q6：内定式や内定者説明会などに参加する場合も対象になりますか。

A6：この補助金における「就職活動」にあたるのは、採用試験（面接等も含む）への参加までです。そのため、内定式や内定者説明会・面談などに参加する場合は対象になりません。

Q7：新潟県外の職業能力開発校（高等技術専門校、テクノスクール等）に在学していますが、対象になりますか。

A7：この事業の対象となる「大学生等」には、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業能力開発校に在学している学生を含みます。

【Ⅱ 補助対象経費】

Q1：補助対象経費となるものを具体的に教えてください。

A1：鉄道、航空機、船舶、バスの料金、及び宿泊施設に宿泊した場合の料金が対象となります。なお、宿泊施設での食事料金は対象外ですが、宿泊料金とセットになっている場合は対象となります。

Q2：採用面接を受けた企業から、交通費や宿泊費の一部支給を受けましたが、自己負担をした分については対象になりますか。

A2：自己負担分は対象となります。なお、全額が企業から支給された場合は対象になりません。

Q3：市町村から、就職面接にかかった交通費の1/2補助を受けましたが、自己負担をした分については対象になりますか。

A3：国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その補助対象となった経費は対象外となります。よって、1/2補助の自己負担分は対象になりません。ただし、補助の対象となっていない経費がある場合はご相談ください。

Q4：面接先企業の住所との往復の経路はどのような経路でもよいのですか。

A4：現在お住まいの住所から、県内企業までの往復に要した経費が対象となりますので、最短経路など特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択して下さい。

Q5：住所地から新潟県内にある実家に一旦移動し、そこから企業の面接等に参加した場合の交通費は対象になりますか。

A5：対象になります。ただし、実家への移動が面接等を目的としたものである必要がありますので、移動日と面接等の日付が極端に離れている場合は対象外とさせていただきます。

Q6：タクシーの利用は補助対象として認められますか。

A 6 : 原則として補助対象外となりますが、ケガや障害等で歩行が困難であるなど、真にやむを得ない事情がある場合については、その状況を確認の上、補助対象と認める場合がありますので、あらかじめご相談ください。なお、上記の「真にやむを得ない事情」には、「訪問する企業付近へ向かう公共交通機関のアクセスが悪い」等の事情は含まれません。

市町村が主宰する地域公共交通会議等で協議のうえ運行するデマンドタクシー等については、補助対象となります。ただし、領収書についてはデマンドタクシー等の利用であって通常のタクシー利用とは異なる利用であることがわかるものを添付してください。

Q 7 : 鉄道のグリーン料金やグランクラス料金は補助対象経費として認められますか。

A 7 : 座席をアップグレードする料金は補助対象外となります。正規運賃（運賃+指定席特急券）相当のみ補助対象経費とします。ただし、割引制度やポイント利用等で正規運賃を下回る価格の場合はその金額の範囲内を補助対象経費とします。

Q 8 : 就職活動等が終了したあとの宿泊施設の利用は補助対象として認められますか。

A 8 : 原則として補助対象外となりますが、就職活動等の終了後に県外住所（自宅）付近まで移動できる公共交通機関がない（最終便に乗れたとしてもその日のうちに自宅付近まで移動することができない）など、真にやむを得ない事情がある場合については、その状況を確認の上、補助対象と認める場合がありますので、あらかじめご相談ください。

Q 9 : ポイントを使って、交通費の一部を支払いましたがポイント部分も補助の対象となりますか。

A 9 : ポイント支払い部分については、県が補助の対象としている個人が支払った金額ではなく、値引き額と同様に扱いますので、補助の請求額の対象に含めることは出来ません。

Q 10 : 住所地から新潟県内にある実家に一旦移動し、複数日にわたり、実家を拠点として移動し、複数の企業の面接等に参加しました。実家とそれぞれの企業を往復した際の交通費は対象になりますか。

A 10 : 実家を拠点として就職活動を行った場合、実家を經由して最初に訪問する企業までの交通費は対象となりますが、その後に実家に戻り、さらに別の日に企業を訪問するため、実家と企業を往復する交通費は対象外となります。

Q11：令和7年3月31日に県外の住所地から県内の実家へ移動し、4月1日に合同企業説明会に参加した後、4月2日に県外の住所地へ戻りました。その場合、交通費は補助対象となりますか。

A11：令和7年度の補助事業において対象となるのは、4月1日以降の移動や宿泊により発生した交通費・宿泊費です。そのため、上記の場合は、4月2日の県内から県外への移動にかかった交通費のみ対象となります。

Q12：県外の住所地と県内企業を往復した交通費が補助対象になるとのことですが、往路のみ、または復路のみでも申請はできますか。

A12：往路のみ、または復路のみでも申請は可能です。その場合は、片道分にかかった交通費の1/2に相当する金額の補助となります。なお、往復分の交通費について申請する場合は、必ず往復した分の切符や領収書等を添付してください。

Q13：インターンシップ等への参加の場合も補助対象になるとのことですが、1日の日程で行われる「ワンデー仕事体験」は対象になりますか。

A13：県内企業の事業所等で行われる就業体験であれば、1日の日程で行われるものであっても補助の対象となります。

Q14：大学3年の3月前に開催される企業・業界研究セミナーやインターンシップ説明会は、補助対象となる合同企業説明会に含まれますか。

A14：この補助金の対象となる「合同企業説明会」は、企業が自社の採用情報を公開して行うものに限りです。

2026年度（2027年3月）卒業・修了予定者のいわゆる就活ルールについては、令和6年12月の政府「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において、広報活動の開始が卒業年度に入る直前の3月1日以降とされました。したがって、3月前に行われる企業・業界研究セミナー等については、広報活動開始前であることから、この補助金の対象となりません。なお、2027年度卒業学生の就活ルールについては、関係省庁において引き続き検討されることとなっています。

なお、インターンシップ等そのものへの参加であれば補助対象となりますが、インターンシップ等の説明会については補助対象となりません。

【Ⅲ 提出書類について】

Q1：申請にあたって必要な添付書類は何ですか。初めて利用するときと2回目以降とで違いはありますか。

A1：申請に必要な添付書類は下記のとおりです。なお、その年度における初回の申請時には、下記に加えて補助金振込先口座の通帳の表紙及びめくった1枚目の写しが必要です。

【添付書類】※いずれも写し可

- ・学生証又は在学証明書の写し
- ・交通費及び宿泊費を支払ったことを証明できる書類
- ・訪問先企業証明書（申請書に直接記載の場合は不要）

Q2：経費（交通費・宿泊費）の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A2：支出した金額を証明できない場合は、申請を受け付けることができませんので、領収書等は申請時まで大切に保管して下さい。なお、申請の際には、支出した経費に係る領収書や無効印を押した使用済みの切符など支払いを証明できるものを添付していただく必要があります（申請に係る書類は申請者に返却しません）。

Q3：交通費や宿泊費を支払ったことを証明できる書類とは、どんな書類が認められますか。

A3：以下の書類は、証明書類となります。

- ・切符を購入した際の領収書、クレジットカードの明細
- ・宿泊費を支払った際の領収書、クレジットカードの明細
- ・降車時に駅で無効印を押した切符
（降車時に切符を手元に残せない場合は、乗車前の切符の写しでも可）
- ・ICカード（Suica、Pasmo など）の利用履歴を印刷したもの
- ・その他、移動に要した費用及び移動経路が分かるもの

※原本又は写しを添付してください。

※クレジットカードの明細を添付する場合は、カードの名義が申請者本人である必要があります。

Q4：申請書に記載する住所や電話番号は県内にある実家のものでもよいですか。

A4：県外に生活の本拠があることを確認しますので、申請書には県外の住所をご記入下さい。また、申請内容を確認するために県から連絡する場合がありますので、すぐに連絡が取れる番号（携帯電話など）を記入するようにして下さい。

Q5：申請書の移動経路記載部分について、記載の代わりに経路検索サイトを印刷したものを添付して提出してもよいですか。

A5：移動経路が確認でき、証明書類（領収書や無効印を押した使用済みの切符など）の内容と齟齬がないのであれば、経路検索サイトを印刷したものを添付していただいても構いません。

Q6：企業の所在地とは別の場所の会場で行われた説明会に参加した場合、申請書の「7 訪問先企業 証明欄」の訪問先所在地は、企業の所在地と会場の住所のどちらを書けばよいですか。

A6：企業の所在地と会場の住所を両方明記して下さい。

Q7：合同企業説明会に参加した場合、訪問先企業の証明欄は合同企業説明会を主催している企業や行政機関の担当者に記載してもらってもよいですか。

A7：合同企業説明会の主催企業及び行政機関の担当者に記載してもらっても構いません。その場合は、訪問先の欄に参加した合同企業説明会の名称を正確に明記して下さい。

Q8：民間企業と市町村の採用試験を両方受けるつもりです。合同企業説明会に参加した際に、市町村の採用説明ブースで「7 訪問先企業 証明欄」を書いてもらってもよいですか。

A8：この補助金は公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合、その説明会への参加を含めて、対象外となります。そのため、証明欄は企業の採用説明ブース、もしくは合同企業説明会を主催している企業・行政機関の担当者に記入してもらってください。

Q9：インターンシップで5日間、企業を訪問しました。その場合、「7 訪問先企業 証明欄」の訪問日時はどう書けばよいですか。

A9：インターンシップで企業を訪問した期間を記入して下さい。

Q10：インターンシップでこの補助金を利用しました。その場合、「10 内定状況」の欄は記載しなくてもよいですか。

A10：記載は不要です。

Q11：企業の採用試験を受けましたが、まだ内定をもらっていません。その場合、「10 内定状況」の欄はどう記載すればよいでしょうか。

A 1 1：「まだ内定企業なし」に○をつけ、内定先企業名は空欄でかまいません。

Q12：複数の企業から内々定をもらっています。その場合、「10 内定状況」の欄はどう記載すればよいでしょうか。

A 1 2：補助金申請時に最終的な内定先の 1 社が決まっていなければ、「まだ内定企業なし」に○をつけ、内定先企業名は空欄でかまいません。

Q13：「訪問先企業証明書（欄）」に企業担当者から記入してもらうのを忘れてしまいました。なくても申請できますか。

A 1 3：訪問先企業の証明がない場合には申請できません。なお、県 HP に掲載の証明書様式でなくとも、企業において同内容を証明する別様式の交付を受けた場合は、そちらの添付でも差し支えありません。

【IV 申請方法について】

Q1：申請書様式にある「補助金利用コードとは」何ですか。スマートフォンを持っていない場合はどうしたらよいですか。

A 1：県 LINE 公式アカウント新潟Uターン情報「YOU TURN」(@828nwcbf) を友だち追加して得ることができるコードです。以下の手順で取得してください。

①当該アカウントを友だち追加→②トーク画面上で「交通費補助金」と送信→③自動応答によりコードが送付されます

スマートフォンをお持ちでないなどの理由によりコードの取得ができない場合は、県担当課※までお問合せください。

※ 新潟県産業労働部しごと定住促進課（025-280-5259）

Q2：新潟県電子申請システムにより申請をしましたが、申請した内容に誤りがあることに気が付きました。どうすればよいでしょうか。

A 2：処理状況ステータスが「処理待ち」又は「返却中」である場合には、ご自身で内容の変更や取り下げを行うことが可能です。※「返却中」は、県で確認後、内容の誤り等があるために補正の指示と共に返却されている状態です。「伝達事項」をご確認ください。それ以外の状況となっている場合には、申請者自身において変更等ができないため、新潟県産業労働部しごと定住促進課（025-280-5259）にご連絡ください。

Q3：就職活動で県外の住所地と県内を3回往復しました。1枚の申請書に3往復分を記載して、まとめて3回分の申請をすることはできますか。

A3：1往復につき、1枚の申請書が必要になります。

【V 申請の時期・回数について】

Q1：申請はいつまでに行う必要がありますか。

A1：令和7年度の補助金の申請締切は、**令和9年3月31日（水）（必着）**とさせていただきます。（電子申請の場合は令和9年3月31日（水）23時59分まで可）

なお、予算額に達した場合は、上記より前に受付終了となりますので、お早めの申請をお願いします。

また、申請者の送付した書類が何らかの事情により県の申請窓口が届いていない場合の責任は負えません。申請時期終了間近の申請などで書類の到着に不安がある場合は、申請者の判断により、郵送物の配達状況を確認できるサービス等をご利用ください。

Q2：令和8年3月（令和6年度）に合同企業説明会に参加して、この補助金を利用しました。令和8年4月以降も就職活動で県外の住所地と県内を往復する予定ですが、何回申請できますか。

A2：補助金の利用回数は年度ごとにカウントします。そのため、令和8年3月以前にこの補助金を利用した方も、令和8年度は3回まで申請できます。